

京都市立中学校条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第76号）（総合教育センター指導室東山区小中一貫校開設準備室）

京都市立洛東中学校及び京都市立弥栄中学校の中学校2校を統合し、次のとおり、京都市立開晴中学校を設置することとしました。

なお、京都市立開晴中学校の施設は、京都市立白川小学校ほか4校を統合して設置する京都市立開晴小学校の施設と共用し、両校においては、小学校1年から中学校3年までの9年間を通して一貫した教育を行います。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

統合する中学校の名称	統合後の中学校の名称及び位置
京都市立洛東中学校	京都市立開晴中学校（京都市東山区六波羅 裏門通東入多門町155番地）
京都市立弥栄中学校	

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第 76 号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

京都市立洛東中学校	京都市東山区鞆町通正面下る上堀詰町272番地の1
京都市立弥栄中学校	京都市東山区四条通大和大路東入祇園町南側551番地

を

京都市立開晴中学校	京都市東山区六波羅裏門通東入多門町155番地
-----------	------------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(総合教育センター指導室東山区小中一貫校開設準備室)